

安城市とソフトバンク株式会社との包括連携協定書

安城市（以下、「甲」という。）とソフトバンク株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、第2条に定める事項について、AIなどのデジタル先端技術を活用したDX推進により、地域社会の持続的な発展に向けて取り組むことを目的として、本協定を締結する。

（連携事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携協力するものとする。

- （1）市民サービス向上に資する取組に関する事
- （2）デジタル人材の育成に関する事
- （3）業務改善及び働き方改革の推進に関する事
- （4）シティプロモーション等を目的とするデータ活用に関する事
- （5）防災及び災害対策に関する事
- （6）その他、両者が合意した事項に関する事

2 乙は、甲と協議の上、連携事項の一部を乙のグループ会社及びパートナー企業（以下「グループ企業等」という。）に実施させることができる。

（個別の事業等）

第3条 前条に定める連携事項に関する事業の具体的な内容、実施方法等については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（連携調整窓口）

第4条 甲及び乙は、連携協定を円滑かつ効率的に進めるために、それぞれ連携調整に関する窓口を設置し、必要な連絡調整を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。

- 2 本協定の期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも本協定の改廃の申し入れがない場合は、本協定は同一条件にてさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 甲及び乙の協議により合意した場合は、前条で定める有効期間にかかわらず、本協定を改廃できるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙並びにグループ企業等は、第2条に掲げる連携事項に関連して知り得た相手方の秘密（当該相手方が秘密である旨の意思表示がなくとも明らかに秘密と認められるものを含む。）を漏らしてはならない。

2 甲及び乙は、法令又は条例に基づく場合を除き、第2条に掲げる連携事項の実施により知り得た個人情報を第1条の目的以外のために利用し、又は第三者に提供（漏洩を含む。）してはならない。

3 甲及び乙は、この協定の期間満了又は協定の解除により効力を失った後も、前2項に定める秘密保持の責務を負うものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協議）

第7条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各々その1通を保有するものとする。

令和7年9月16日